

2

事業報告書

事業概況報告書

●記入例

第1号様式(第2条関係)(日本工業規格A4用紙)

事業者番号			
事業概況報告書 平成〇〇年〇月〇〇日から〇〇年〇月〇〇日まで あて			
住所	東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号		
事業者名	〇〇運輸株式会社		
代表者名(役職名及び氏名)	代表取締役 〇〇〇〇		
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
経営規模			
資本金の額又は出資の総額	10,000千円	発行済株式総数	200株
主な株主(所有株式数の多い順に5名を記載すること)			
株主名	発行済株式総数に対する割合(%)		
山本 太郎	60		
鈴木 一郎	10		
山田 三九雄	10		
佐藤 次夫	10		
中村 花子	10		
役員			
	役職名	氏名	常勤非常勤の別
取締役(理事)等	代表取締役	山本 太郎	常
	取締役	鈴木 一郎	常
	同	山田 三九雄	常

会計参与			
監査役(監事)等	監査役	松田 四郎	非
経営している事業			
事業の名称	従業員数(人)	営業収入(売上高) 構成比率(%)	
一般貨物自動車運送事業	38	95	
貨物利用運送事業	2	5	
合計	40	100%	
備考			
1 従業員数は、給与支払の対象となった月別支給人員(臨時雇用員にあっては、25人日を1人として換算)の該当事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とする。			
2 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第十二号に規定する委員会設置会社にあっては、「監査役」を「執行役」とすること。			

2.事業報告書

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長

} あて

国自貨第88号
平成15年2月14日

自動車交通局貨物課長

貨物自動車運送事業報告規則に基づく報告書類の取扱要領について

鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)の施行に伴い、「貨物自動車運送事業報告規則に基づく報告書類の取扱要領」について別紙のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本通達は平成15年4月1日以降適用することとし、これに伴い、「貨物自動車運送事業報告規則に基づく報告書類の取扱要領について」(平成3年5月1日貨経第17号、貨陸第53号)は平成15年3月31日限りで廃止する。

事業概況報告書(第1号様式)

- ①年月日欄は、当該事業年度の始期と終期を記載する。
- ②経営規模、主な株主並びに役員の各欄は、当該事業年度末現在のものを記載する。
- ③資本の額又は出資の総額の欄は、株式会社にあっては払込資本金、有限会社、合名会社、合資会社及び組合等にあっては出資の総額を記載する。
- ④発行済株式総数の欄は、株式会社以外の有限会社等は記載しない。
- ⑤主な株主の欄は、所有株式の多い順に五名を記載し、所有株式数及び発行済株式の総数に対する所有割合を百分率(%)でそれぞれ記載する。有限会社、合名会社、合資会社及び組合等にあっても出資者名、出資口数などについて株式会社に準じて記載する。
- ⑥役員の欄は、取締役(理事)及び監査役(監事)等の役職名(代表権を有する者については代表取締役社長等と明記し、その他の取締役についても専務取締役、常務取締役等と明記する。)、氏名、常勤・非常勤の別を記載する。
- ⑦経営している事業の欄の事業の名称は、当該事業年度中に経営した事業の全部を記載する。例えば、一般貨物自動車運送事業はもとより貨物利用運送事業、倉庫業、港湾運送事業等のように経営するすべての事業をその種類ごとに記載する
- ⑧従業員数の欄は期中の平均従業員を記載する。従業員数には、役員も含めるが、無報酬の非常勤役員等は含めない。従業員数は主として当該事業に従事している人数について各事業ごとに記載するが、社内において同一従業員が二以上の事業に従事するような勤務体制をとっている場合は、適正な配分方法により各事業に配分した人数を記載する。なお、一般貨物自動車運送事業の平均従業員数は、第3号様式の支払い延人員(人月)の合計値を12で除したものと等しくなる。
- ⑨営業収入(売上高)構成比率の欄は、当該事業者の全事業の営業収入に対する各々の事業の営業収入の割合を百分率(%)で記載する。なお、当該事業年度の途中において、休廃止した事業についても記載する。

(注)適用法令「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則(昭和38年法務省令第31号)」は「商法施行規則(平成14年法務省令第22号)」になりました。

2.事業報告書

一般貨物自動車運送事業 損益明細表

●記入例

貨物自動車運送事業報告規則 第2号様式
貨物利用運送事業報告規則 第2号様式
(日本工業規格A列4番)

事業者番号

一般貨物自動車運送事業損益明細表

年 月 日から 年 月 日まで

住 所

事業者名

(単位:千円)

営業収益	運送収入	貨 物 運 貨			
		そ の 他	計		
		運 送 雜 収			
		合	計		
営業費用	運送費	人 件 費	(注1) ()		
		ガソリン費			
		軽油費			
		そ の 他			
		計			
	修理費	事 業 用 自 動 車			
		そ の 他			
		計			
		事 業 用 自 動 車			
		そ の 他			
		計			
	一般管理費	保 険 料			
		施 設 使 用 料			
		自 動 車 リ ー ス 料			
		施 設 賦 課 税			
		事 故 賠 償 費			
		道 路 使 用 料			
		フ ェ リ ー ボ ー ツ 利 用 料			
		そ の 他	(注2) ()		
		計			
		人 件 費			
営業外収益	金 融 収 益	そ の 他			
		計			
		合	計		
	営業損益				
営業外費用	金 融 費 用	金 融 収 益			
		そ の 他			
		合	計		
営業外費用	金 融 費 用	金 融 費 用			
		そ の 他			
		合	計		
営業外損益					
経常損益					

(注1) 一般貨物自動車運送事業損益明細表(第2号様式)の作成に当たって、運転手、整備士及び運行管理者に係る人件費を、運送費人件費の内数として括弧書きで明記すること。

(注2) 貨物自動車利用運送に係るいわゆる下請費等他社の事業者に支払った費用を運送費のその他の内数として括弧書きで明記すること。

●この項は、事業の決算書に基づいて収入の額を記入する。

●この項は、事業の決算書の損益計算書に基づいて数字を記入する。

■一般貨物自動車運送事業損益明細表（第2号様式）の取扱要領

各科目に計上されるべき収益、費用は次のとおりである。なお、一般貨物自動車運送事業とその他の事業とに関連する収益又は費用については、「貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」（平成2年11月29日貨経第44号、貨陸第133号＝109頁参照）により算出した一般貨物自動車運送事業に係る収益又は費用を計上すること。

■ 営業収益の部

- ア. 運送収入……………一般貨物自動車運送事業に係る運賃・料金及び利用料
- ① 貨物運賃……………貨物の運賃、品目割増、特大品割増、特殊車両割増、悪路割増、冬期割増、休日割増、深夜・早朝割増等を含む。
- ② その他……………集配料、地区割増料、車両留置料、道路使用料その他諸料金、荷役料その他運送に関して求められるサービスに対する実費
- イ. 運送雑収……………品代金取立料、貨物引換証発行料、着払い手数料等諸手数料、事業用自動車を使用して他人の広告を行った場合の広告料収入等

■ 営業費用の部

- ア. 運送費……………営業所の費用など直接現業部門に係る費用
- ① 人件費……………一般貨物自動車運送事業の現業部門に係る人件費。
詳しくは、「一般貨物自動車運送事業人件費明細表（第3号様式）の取扱要領」（111頁）を参照
- ② 燃料油脂費……………事業用自動車、荷役機械等に係る燃料費及び油脂費
- ③ 修繕費……………事業用自動車、建物その他の事業用固定資産（運送事業の現業部門に係るものに限る。以下同じ。）の修繕に係る費用
- ④ 減価償却費……………事業用固定資産に係る減価償却費。なお、税法上損金化が認められている中小企業者の機械等の特別償却制度等を適用した場合は、当該特別償却額は損益計算書上特別損益として費用化するため、この科目において計上しない。
- ⑤ 保険料……………自動車損害賠償保険料、対人・対物の任意保険、トラック共済掛金、一般貨物自動車運送事業の現業部門に係る建物の火災保険、荷物保険、盗難保険等の保険料

- ⑥ 施設使用料……………事業用施設、従業員の社宅等の土地の賃借に要する費用、事業用社屋、従業員の社宅等の賃借に要する費用、荷役機械等事業用固定資産に係る利用料。ただし、⑦に該当するものを除く。
 - ⑦ 自動車リース料……………事業用自動車に係るリース料。なお、事業用自動車のリースによる保有については、「リースによる貨物自動車運送事業者等の事業用自動車の保有について」（平成8年2月7日運貨複第27号、自貨第7号、自整第29号）によることとなっているので注意を要する。
 - ⑧ 施設賦課税……………一般貨物自動車運送事業用の土地、建物、構築物、機械装置等に係る固定資産税、事業用自動車に係る自動車重量税、自動車税等。なお、不動産取得税、自動車取得税は固定資産購入の費用として取得価格に含める。
 - ⑨ 事故賠償費……………事故による見舞金品、慰謝料、弁償金等
 - ⑩ 道路使用料……………有料道路を利用する場合に支払う料金
 - ⑪ フェリーボート利用料………フェリーボートを利用する場合に支払う料金
 - ⑫ その他……………旅費、被服費、水道光熱費、備品消耗品費等のうち現業部門に係るもの、通信費、会議費、交際費等事業の遂行上支出されたもの等
- イ. 一般管理費……………本社及び会社に準ずる管理部門に係る費用
- ① 人件費……………役員報酬、管理部門の従業員等の人件費
 - ② その他……………管理部門に係る減価償却費、保険料、施設使用料及び施設賦課税並びに広告宣伝費等

営業外収益の部

- 営業外収益……………営業活動以外の原因から生じる経常的な収益
- ① 金融収益……………営業活動に付随して行われる財務活動又は投資活動によって得た収益。預貯金利息、受取手形利息、受取割引料、有価証券利息、受取配当金等
 - ② その他……………流動資産売却益（貸借対照表の流動資産に整理した有価証券、貯蔵品費等の売却による差益）、不用品売却代、遺失品代、諸手数料等

営業外費用の部

- 営業外費用……………営業活動以外の原因から生じる経常的な費用
- ① 金融費用……………支払利息、支払割引料、社債利息、社債発行差金償却、社債発行費償却
 - ② その他……………流動資産売却損（貸借対照表の流動資産に整理した有価証券、貯蔵品等の売却による差損）、繰延資産に計上された創業費、開業準備費等の償却額等

貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに 固定資産の配分基準について

一般貨物自動車運送事業及びその他の事業に関連する収益及び費用並びに固定資産（無形固定資産及び投資等を除く。）は、その属する勘定科目ごとにそれぞれ次の基準によって各事業に配分するものとする。

また、運賃原価算定期等において、一般貨物自動車運送事業における運賃・料金の種類ごとに配分を必要とする場合についても、この基準を準用するものとする。

なお、当該収益、費用及び固定資産が極めて少額である場合、又は主たる事業に比較して兼営する事業の割合が小さいため、配分基準の算定が困難である場合には、その金額を主たる事業に計上するものとする。

I. 収 益

営業外収益 営業収益の比率

II. 費 用

1 営業費

(1) 運送費

イ 人 件 費 従業員の実働人日数の比率 ただし技工の人工費については、車両修繕費の比率

ロ 燃 料 油 脂 費 当該事業在籍車両の総走行キロの比率(注1)

ハ 修 繕 費 総走行キロの比率 ただし外注修繕費、部品費等については、当該事業在籍車両の総走行キロの比率

そ の 他 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

ニ 減 価 償 却 費 事業用自動車 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

そ の 他 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

ホ 保 険 料 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

ヘ 施 設 使 用 料 実在延日車数の比率

ト 自 動 車 リース 料 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

チ 施 設 賦 課 稅 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

リ 事 故 賠 償 費 事業用車両に係るものは当該事業在籍車両の総走行キロの比率

ヌ 道 路 使 用 料 当該事業に係る実額

ル フエリーボート利用料 当該事業に係る実額

ヲ そ の 他 輸送トン数（作業トン数）の比率

（2）一般管理費 運送費（又は営業費から一般管理費を控除した金額）から減価償却費を控除した金額の比率

2 営業外費用

イ 金 融 費 用 {営業費（減価償却費を除く。）の比率+期末有形固定資産額の比率} ×二分の一

ロ そ の 他 営業費（減価償却費を除く。）の比率

III. 固定資産

1 全事業から一般貨物自動車運送事業への配分（営業収益の比率+期末専属有形固定資産額の比率）×二分の一

2 一般貨物自動車運送事業における運賃・料金の種類ごとへの配分

イ 車 両	事業用自動車	当該運賃・料金の種類に係る在籍車両の総走行キロの比率
そ の 他	実働延日車数の比率	
ロ 建 物	営業所等現業関係の建物	輸送トン数（作業トン数）の比率
ハ 構 築 物	従業員の比率	
ニ 機 械 装 置	輸送トン数（作業トン数）の比率	
ホ 工 具・器 具・備 品	輸送トン数（作業トン数）の比率	
ヘ 土 地	輸送トン数（作業トン数）の比率	
ト 建 設 仮 勘 定	前記各号に準ずる。	

(注1)

「当該事業在籍車両の総走行キロの比率」とは、事業計画上当該事業に配置されている車両が、当該事業以外の他の事業のために使用された場合において、当該事業に配置されている全車両の総走行キロから他事業に係る部分の総走行キロを除いた純当該事業に係る総走行キロの比率をいう。

(注2)

金融収益又は金融費用の各事業への配分に当たっては、次に掲げる金額はあらかじめ控除して配分を行い、配分後に「その他事業」の金融収益又は金融費用として計上すること。

1 不動産事業を経営している事業者が、商品土地・建物に係る借入金利息を金融費用として計上している場合の当該借入金利息の金額

2 イに掲げる事業者（兼業する事業ないものを含む。）は、ロに掲げる金額

イ 事業年度終了日のにおいて、投融資額（※）が固定資産の部の合計額の十分の一を超える事業者

ロ 金融収益……投融資額に係る受取配当金及び受取利息
金融費用……|(期首投融資額+期末投融資額)×二分の一
×実績借入金利率

※ 投融資額は、固定資産の投資等の合計額のうち、長期前払費用及び破産債権等並びに支払保険料、敷金その他の直接収入を生じないものは除き、流動資産である短期貸付金及び有価証券を含めたものとする。

2.事業報告書

一般貨物自動車運送事業 人件費明細表

●記入例

第3号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）

●この欄は運転者の給与等のみ。

●この欄は助手・荷扱者等、運転者以外のもの。

●この欄は役員・事務員・職員について記入する。

一般貨物自動車運送事業人件費明細表

年 月 日から 年 月 日まで

住 所

事業者名

区分	運	送	費	一般管理費	合計
	転者	その他	計		
役員報酬					
給料・手当					
賞与					
(小計)					
(支給延人員) (人月)					
退職金					
法定福利費					
厚生福利費					
臨時雇賃金					
(雇用延人員) (人日)					
その他の人件費					
合計					

備考 1. (支給延人員) 欄には、給料支払の対象となった月別人員の当該事業年度における合計人員(人月)を記載すること。
 2. (雇用延人員) 欄には、臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの人員の当該事業年度における合計人員(人日)を記載すること。
 3. 運送費に係るその他の項については、荷扱手・助手、事務員等の給料・手当等について記載すること。

●この項は、事業の決算書に基づいて該当する数字を記入する。

■一般貨物自動車運送事業人件費明細表(第3号様式)の取扱要領

この人件費明細表は、運転者及びその他の運送関係の職種の人件費及び役員、本社事務員等の一般管理費に属するものの人件費について、それぞれ給料・手当、賞与等の人件費の内訳及び支給対象となった従業員の年間延人員等を記載するものである。なお、他の事業を兼営している場合の一般管理費に属する各項目については、前出の「貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」等により各事業に適正に配分した上で一般貨物自動車運送事業に係る人件費を記載すること。

- ① 役員報酬……………取締役、監査役等に支払う報酬
- ② 給料・手当…………賃金として毎月従業員に支払われるもの
- ③ 賞与……………夏季、年末、年度末等に支払われる臨時の給与。賞与引当金を設定している場合はこれに含めて計上する。
- ④ 小計……………給料・手当及び賞与の小計。なお、一般管理費の役員報酬は含まないので注意すること。
- ⑤ 支給延人員…………給料支払の対象となった月別人員の当該事業年度における累計人員（人月）。
- ⑥ 退職金……………従業員が期の途中で退職し、現実に費用として支出した退職金の額及び従業員各人につき決算整理の際計算した退職給与引当金の各職種ごとの合計額
- ⑦ 法定福利費…………健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険等社会保険の保険料の事業主負担分
- ⑧ 厚生福利費…………医療・医薬品代、健康診断代、食事補助金、運動・娯楽用品代、慰安旅行費用、従業員に対する慶弔見舞金、厚生施設・備品の維持運営に係る費用等
- ⑨ 臨時雇賃金……………臨時に雇用した者に対する賃金・手当等。日雇健康保険料等の法定福利費もこの項目に記載する。
- ⑩ 雇用延人員……………臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの当該事業年度における累計人員（人日）。

2.事業報告書

財務諸表 損益計算書

各会社がお願いしている税理士(又は会計士)が作成した事業決算書に基づいて記入するか、税理士、会計士が作成したものとのコピー(A4判)でもよい。

財務諸表

損益計算書

年 月 日から 年 月 日まで

事業者名

科 目		収 益	費 用	損 益
経常損益	営業活動	特別積合せ その他の事業	千円	千円
	その他事業	利用運送事業		
		事業		
		事業		
		その他事業		
		計		
	営業外損益	金融損益		
		流動資産等売却損益		
		その他損益		
		計		
合 計				
特別損益	固定資産売却損益			
	前期損益修正損益			
	補助金に係る損益			
	その他特別損益			
	合 計			
税引前当期利益(税引前当期損失)				千円
法 人 税 等				
法 人 税 等 調 整 額				
当 期 利 益 (当期損失)				
前期繰越利益(前期繰越損失)				
積立金取崩額				
中 間 配 当 額				
中間配当に伴う利益準備金積立額				
当期未処分利益(当期未処理損失)				

(注記欄)

重 要 な 会 計 方 針									
会計方針又は記載の方法の変更及びその増減額	変更事項			増減額	千円				
子会社との取引高	収益中費用中の取引	千円	以外のもの	千円	支配株主との取引高	収益中費用中の取引	千円	以外のもの	千円
その他の注記事項									

■損益計算書の記載要領

1. 損益欄が損失となる場合は△印を付すこと。
2. 重要な損益計算書の作成に関する会計方針を注記しなければならない。その採用が原則とされている会計方針については、この限りではない。
3. 損益計算書の作成に関する会計方針又は記載の方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額を注記しなければならない。
ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又は変更による増減額の記載を要しない。
4. 子会社又は支配株主と営業取引がある場合には、営業取引によるものとそれ以外のものに区分してそれぞれの取引高の総額を注記すること。
5. 2から4までに規定するもののほか、損益計算書により会社の損益の状態を正確に判断するため必要な事項がある場合には、注記すること。
6. 損益計算書の特定の科目に関連する注記については、その科目と注記の関連が明らかになるよう記載すること。

貸借対照表

各会社がお願いしている税理士（又は会計士）が作成した事業決算書に基づいて記入するか、税理士、会計士が作成したもののコピー（A4判）でもよい。

貸 借 対 照 表(例)

年 月 日 現在

事業者名

(単位：千円)

重要な会計方針

●(注記欄)

(注記欄)

重要な会計方針	○有形固定資産の償却は定率法を採用している。 ○退職給与引当金の額は税法の算定方式により満額計上している。			
会計方針又は記載の方法の変更及びその増減額	変更事項		千円 増減額	
貸 倒 引 当 金	短 期	〇〇〇〇 千円	長 期	
減 価 償 却 累 計 額			〇〇〇〇〇〇〇 千円	
子会社に対する	金銭債権	短 期	〇〇〇〇 千円	
	金銭債務	短 期	〇〇〇〇 千円	
支配株主に対する	金銭債権	短 期	〇〇〇〇 千円	
	金銭債務	短 期	〇〇〇〇 千円	
重要な流動資産で取得価格又は製作価格が著しく低い取得価額又は製作価額を付したもの				
重要な株式(市場価格のあるもの)で取得価額より著しく低い取得価額を付したもの				
重要な社債(市場価格のあるもの)で取得価額より著しく低い取得価額を付したもの				
固定資産の償却年数及び残存価額の変更				
担保に供されている資産	土地 (330m ²)			
取締役監査役に対する金銭債権、金銭債務	金銭債権	千円	金銭債務	千円
保証債務、手形廻求義務、損害賠償義務等の債務	保証債務 10,000 千円			
1株当たりの当期利益又は当期損失	当期利益	〇〇〇 円	当期損失	円
商法施行規則第124条第1号又は第126条第1号に規定する超過額				
商法施行規則第124条第3号又は第126条第3号に規定する純資産額				
重要な固定資産でリースにより使用するもの				

その他の注記事項

○○運輸(株)の株式は時価が著しく下っている。
なお、計上価格は取得価格

■貸借対照表の記載要領

1. 営業取引によって生じた金銭債権及び金銭債務は、それぞれ流動資産及び流動負債の欄に記載すること。
2. 剰余金が欠損金となる場合、前期繰越利益が前期繰越損失となる場合、当期利益が当期損失となる場合には、△印を付して記載すること。
3. 資産の評価方法、固定資産の減価償却方法、重要な引当金の計上の方法その他重要な貸借対照表の作成に関する会計方針を注記すること。ただし、その採用が原則とされている会計方針については、この限りでない。
4. 貸借対照表の作成に関する会計方針又は記載の方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額を注記すること。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又は変更による増減額の記載を要しない。
5. 金銭債権又は市場価格のない社債について取立不能のおそれがある場合には、それぞれの金銭債権又はその社債の額から、当該取立不能の見込額を控除した残額を記載し、控除額は貸倒引当金として長期、短期別に一括して注記すること。
6. 固定資産は、減価償却額を控除した残額を記載し、有形固定資産の減価償却額は、その累計額を一括して注記すること。
7. 子会社に対する金銭債権又は金銭債務は、それぞれ長期、短期別に一括して注記すること。
8. 支配株主に対する金銭債権又は金銭債務は、それぞれ長期、短期別に一括して注記すること。
9. 重要な流動資産又は市場価格のある株式若しくは社債につきその時価が取得価額又は製作価額より著しく低い場合において、取得価額又は製作価額を付したときは、その旨を注記すること。
10. 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨を注記すること。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
11. 資産が担保に供されているときは、その旨を注記すること。
12. 取締役又は監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権又は金銭債務は、それぞれの総額を注記すること。
13. 保証債務、手形遡求義務、重要な係争事件に係る損害賠償義務、その他これらに準ずる債務は、注記すること。ただし、負債の部に計上するものは、この限りでない。
14. 商法施行規則第43条に規定する引当金は、負債の部に別に引当金の款を設けて計上することができる。この場合においては、その計上の目的を示す適当な名称を付して整理すること。
15. 14に規定する引当金で引当金の款以外の款に計上するものは、商法施行規則第43条に規定する引当金であることを注記欄の該当欄に記載すること。
16. 流動資産の部に記載すべき繰延税金資産と流動負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載しなければならない。投資等の部に記載すべき長期繰延税金資産と固定負債の部に記載すべき長期繰延税金負債とがある場合についても、同様とする。
17. 株式会社にあっては、1株当たりの当期利益又は当期損失の額を注記すること。
18. 商法施行規則第124条第1号又は第126条第1号に規定する超過額、商法施行規則第124条第3号又は第126条第3号に規定する純資産額は、注記欄の該当欄に記載すること。
19. 3から13まで、15、17及び18に規定するもののほか、商法施行規則第67条、第86条、第91条及び第92条に規定する注記事項その他貸借対照表により会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項がある場合は、注記欄のその他の欄に注記すること。
20. 特定の科目に関する注記については、その関連する貸借対照表の科目と注記した欄とに※印と番号を付し、その科目と注記の関連が明らかになるように記載すること。
21. 小株式会社及び有限会社の貸借対照表及び損益計算書については、注記を省略することができる。ただし、施行規則第92条の差額がある場合並びに16に掲げる超過額及び純資産額の注記は省略してはならない。

その他

1. 事業報告書は、毎事業年度の経過後100日以内に提出すること。
〈この様式については会計規則以外の事項も含まれておりますので複製、転載を禁じます。〉